

『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策』に対して、 拙速な判断は行わず、丁寧な議論を求める陳情書

【陳情理由】

日ごろより保育施策の充実へのご尽力に心より感謝申し上げます。私ども京都市保育園保護者会連合協議会(市保連)は、京都市内の保育園保護者会の連合協議会で現在72ヶ園の保護者会が加盟し、保護者会同士の交流や保育環境の改善を目指して活動しています。

さて、「国から示された『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策』への対応」に対して、10月14日に開催された「京都市子ども・子育て会議第2回幼保推進部会(以下、推進部会)」において、(1)保育士配置基準の国基準までの緩和、(2)①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例、②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例、③保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例についての「本市の方向性(案)」が示されました。

「本市の方向性(案)」において、上記(1)については、「保育の質の著しい低下につながるため、職員配置基準の国基準までの緩和は行わない」となりましたが、(2)については、「保育士配置の弾力化を限定的に実施出来るようにする」とされ、(2)－①については、保育所・認定こども園(2号・3号認定児童)を対象に、「子育て支援員研修の受講者(受講予定者を含む)を弾力化の対象とする」、②と③については、「幼稚園教諭のみを弾力化の対象とする」とされています。

私たちは、「本市の方向性(案)」を保護者として保育施設における子どもたちの安全、そして保育の質に関わる重大な問題と考えており、配置基準の緩和や特例の実施ではなく、その充実で対応すべきであると考えます。また、推進部会での検討にあたって、京都市による『保育施設及び保育事業所へのアンケート調査』も実施されていますが、保育施設を利用する保護者の声が反映されず、保育施設及び保育事業所に限られている点でも問題があると考えます。

推進部会では、11月に「パブリックコメントの実施」、来年2月に「市会に基準条例の改正案を提案」、4月に「改正基準条例施行」の「スケジュール」が示されていますが、拙速な判断は行わず、丁寧な議論がなされることを求めて、以下の点を要望し、陳情します。

【陳情項目】

1. 国から示された、配置基準の緩和や特例の実施をしないこと。
2. 保護者への説明および、意見聴取、アンケート等を行い、保護者の意見が反映される場を設定し実施すること。
3. 保護者及び保育関係者の納得が得られない中での拙速な判断と実施は行わず、丁寧な議論を尽くすこと。

京都市議会議長 津田 大三殿

2016年10月21日

(陳情者) 京都市保育園保護者会連合協議会(略称:市保連)
会長 中村 陽介
京都市上京区堀川通丸太町下ル 京都社会福祉会館内
(TEL:801-8810/FAX:496-8090)

以上